



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

1182 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	（税務課）..... 1
1183 生活保護法による指定介護機関の廃止	（社会福祉課）..... 1
1184 生活保護法による指定施術機関の廃止	（ 〃 ）..... 2
1185 生活保護法による介護機関の指定	（ 〃 ）..... 2
1186 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録	（鳥獣害対策課）..... 3
1187 保安林の指定	（森林整備課）..... 3
1188 〃	（ 〃 ）..... 3
1189 保安林の指定施業要件変更予定	（ 〃 ）..... 4
1190 道路の区域変更	（道路保全課）..... 4

○ 選挙管理委員会告示

85 政治団体の届出事項の異動の届出	 4
86 政治団体の解散の届出	 5
87 政治団体の設立の届出	 6
88 資金管理団体の届出	 6

○ 海区漁業調整委員会指示

4 イサキ資源保護のための水産動植物の採捕禁止	 6
-------------------------	---------

○ 監査公表

監査公表第29号	 7
監査公表第30号	 9
監査公表第31号	 10

告 示

和歌山県告示第1182号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社ハヤシ通商
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
海南市下津町下津3067-5
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
令和6年12月18日

和歌山県告示第1183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社桐本商店	新宮市仲之町三丁目1-5	丹鶴介護サービスセンター	新宮市仲之町三丁目1-5	通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援事業	令和 6. 11. 30
医療法人彌栄会	岩出市中迫139	介護老人保健施設やよい苑	岩出市中迫380	訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	令和 6. 11. 30

和歌山県告示第1184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	廃止年月日
田あ新3-03	中島孝次	田辺市上芳養3138-1（あん摩・マッサージ）	令和 6. 11. 15
東柔新1-03	比与森龍之	東牟婁郡那智勝浦町湯川860-71（柔道整復）	令和 6. 12. 1

和歌山県告示第1185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
太田カ与子	岩出市中黒526-4	コスモス薬局	岩出市中黒526-4	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和 6. 12. 1

和歌山県告示第1186号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	有効期限
和歌山県 第796号	混合有機質肥料	ジェット幸肥	窒素全量6.0 りん酸全量4.0	公定規格のと おり	株式会社ジェット 大阪府大阪市中心区南船 場四丁目2番4号	令和 9.12.18

和歌山県告示第1187号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林の所在場所 日高郡由良町大字網代字野原161（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林の所在場所 日高郡印南町大字榎川字芦川394
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興

局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1189号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 道路の種類 県道
- 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市上丹生谷字奥ノ原638番1地先から同市上丹生谷字上ノ平586番1地先まで	旧	3.79 } 6.64	130.95	
同上	新	6.24 } 10.52	130.95	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党古座川支部	松下健生	主たる事務所の所在地	東牟婁郡古座川町高池101	東牟婁郡古座川町高池358	令和 6. 1. 1
		代表者	松下健生	武田丈夫	令和 6. 1. 1
自由民主党那智勝浦町支部	岡本英博	代表者	岡本英博	清水重延	令和 6. 10. 1
		会計責任者	清水良光	西太吉	令和 6. 10. 1
自由民主党21世紀和歌山をつくる会	安居恒夫	主たる事務所の所在地	紀の川市荒見836-41	和歌山市西浜三丁目5-9	令和 6. 11. 20
		代表者	安居恒夫	松本正	令和 6. 11. 20

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
うめだ哲也後援会	日野恵司	代表者	日野恵司	鳥居定幸	令和 6. 11. 5
善の会	境正吉	主たる事務所の所在地	有田市千田358	有田市辻堂678-4	令和 6. 10. 1
西だいきち後援会	清水良光	代表者	清水良光	清水重延	令和 6. 11. 12
		会計責任者	清水良治	西山十海	令和 6. 11. 12
しんこ祐子後援会	新古祐子	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員（候補者等）	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 6. 10. 4

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
世耕弘成後援会打田町支部	根来公士	令和 6. 11. 30
久保みやこ後援会	丸山芳孝	令和 6. 12. 2

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
杉本直哉後援会	山名敏也	安居斉	岩出市高塚183-7	令和 6. 11. 5
楠本のぶや後援会	楠本敦也	楠本規与美	岩出市紀泉台96-55	令和 6. 11. 22
杉原宣希後援会	杉原宣希	杉原宣希	田辺市湊41-31	令和 6. 12. 2
サンワオンラインの会	堀本慎吾	堀本慎吾	西牟婁郡白浜町大古612	令和 6. 12. 3
川端としゆき後援会	中島一彰	井谷幸世	岩出市清水466-10	令和 6. 12. 3

和歌山県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 （代 表 者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
新古祐子	衆議院議員	しんこ祐子後援会	和歌山市田中町五丁目1-8 -803	令和 6. 10. 4

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、次のとおり指示する。

令和6年12月27日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

1 指示の内容

2の期間内は、（1）に掲げる区域内にあってはイサキを、（2）に掲げる区域内にあっては全ての水産動植物を採捕してはならない。

（1）下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
御坊市名田沖	ア	33度50.122分	135度09.918分

	イ	33度50.123分	135度10.064分
	ウ	33度49.980分	135度10.066分
	エ	33度49.979分	135度09.919分
印南町印南沖	ア	33度48.332分	135度12.931分
	イ	33度48.272分	135度13.086分
	ウ	33度48.161分	135度13.025分
	エ	33度48.221分	135度12.870分

(数値はいずれも世界測地系)

(2) 下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
御坊市名田沖	ア	33度50.079分	135度09.970分
	イ	33度50.080分	135度10.013分
	ウ	33度50.023分	135度10.014分
	エ	33度50.023分	135度09.971分
印南町印南沖	ア	33度48.275分	135度12.957分
	イ	33度48.251分	135度13.017分
	ウ	33度48.219分	135度12.999分
	エ	33度48.243分	135度12.938分
田辺市目良沖	ア	33度43.691分	135度20.640分
	イ	33度43.635分	135度20.754分
	ウ	33度43.712分	135度20.808分
	エ	33度43.768分	135度20.695分
白浜町瀬戸沖	ア	33度41.036分	135度19.842分
	イ	33度40.938分	135度19.928分
	ウ	33度41.023分	135度20.066分
	エ	33度41.121分	135度19.980分

(数値はいずれも世界測地系)

2 指示の有効期間

令和7年1月1日から令和8年12月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和6年10月1日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局健康福祉部

(ア) 旅行命令簿において、申請者が移動方法等の変更等を行わず、所属においても一部管理が不十分であったことにより、旅費が過支給となっている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 超過勤務・休日勤務命令簿において、勤務者が超過勤務時間の変更申請等を行わず、所属においても一部管理が不十分であったことにより、超過勤務手当が過支給となっている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。

(イ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 河川修繕工事において、事務処理の遅延等により、河川敷に隣接する畑の作物に被害が生じ、損失に係る費用の負担が発生した事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 紀北県税事務所

常時の資金前渡において、前渡資金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、

事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人

和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和6年10月17日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

伊都振興局地域づくり部

県税の窓口収納事務において、収納した現金とつり銭用資金の合計金額が1万円過多となる事案が発生した。

令和4年度には、同様の事務において1万円過少となる事案が発生しており、複数人による現金の確認に努めるなど一定の対策を講じたにもかかわらず、同様の事案が発生している状況であるため、公金の取扱いについて、組織として実効性のある再発防止策を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 伊都振興局農林水産振興部

旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があ

ったので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局建設部

収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県農林大学校

修繕料において、一件として契約すべきものを根拠なく数件に分割して処理していた事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立笠田高等学校

修繕料の契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立伊都中央高等学校

旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県橋本警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和6年11月5日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域づくり部

(ア) 収入印紙類使用簿において、現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県立有田中央高等学校

(ア) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入から、処分費用が必要な廃棄物に係る委託料を控除し、収入調定していたので、総計予算主義の原則に則って適正に処理されたい。

(イ) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入に関する調達を実施したにもかかわらず、資源廃棄物の処分費用として委託料を支払う内容の契約書を交わしていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 住居手当において、認定月を誤り過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県立たちばな支援学校

使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。